

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

本委員会では、本年4月における県内民間事業所の給与実態を把握し本年の勧告の基礎となる公民較差を算出するため、本年5月から6月にかけて、人事院及び都道府県市特別区人事委員会が共同で調査にあたる職種別民間給与実態調査を行いました。本年の調査では、民間給与の状況をできる限り広く把握するため、民間の組織形態の変化に対応し、部長、課長、係長等の間に位置づけられる従業員についても対象として実施しました。この調査結果や人事院勧告及び他の都道府県の状況等を踏まえ、職員の給与について検討を行いました。

- 2 職員給与については、平成24年4月から「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度としています。

本年の職種別民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方において職員給与が給与制度の見直しなどにより下がったこともあり、職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この較差を解消するため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げることとしました。また、特別給についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

- 3 また、本年の勧告では、平成27年4月から給与制度の総合的見直しを行うこととしました。

人事院が、50歳台後半層の給与水準を抑え、早期に世代間の給与配分の適正化が必要であるとした制度改正については、本県も同様の状況にあることや、本県の給与制度については従来から国に準じていることから、国の改正に準拠して改正することとしました。

また、円滑な人事異動の要請等を踏まえ、やむを得ず単身赴任をしている職員の処遇改善を図ることとしました。

改正に当たっては、職員の生活への影響を考慮し、給料の引下げに際して激変緩和のための経過措置を講ずることにより、新制度への段階的かつ円滑な移行を図ることとしました。

- 4 島根県では、少子高齢化が進み、人口減少も続いています。急激な社会環境の変化のなか、変化に対応した行財政運営が求められています。今後ますます、職員一人一人の能力と意欲を最大限に引き出すことが重要となっており、本委員会では、今回の報告において、有為な人材の確保・育成はもとより、勤務条件の改善や職場環境の整備についても、鋭意取り組んでいく必要について言及しました。

5 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。

県民各位におかれましては、労働基本権の代償措置である人事委員会勧告の意義と、勧告実施により職員の適正な処遇を図り、公正な人事・給与制度を維持することの重要性について、深い御理解をいただきますようお願いいたします。

平成 26 年 10 月 17 日

島根県人事委員会

委員長 中村 寿夫